

社内預金制度の適正な運用のために 厚生労働省

労働基準法第18条では、労働者が権利として取得し得るべき賃金の全部又は一部を強制的に貯蓄させる、いわゆる強制貯金を禁止している一方で一定の制約のもとに、使用者が労働者の貯蓄金をその委託を受けて、社内預金として管理することを容認しています。

社内預金制度の運用に当たっては、以下の点に留意する必要があります。

1

労使協定の締結・届出が必要です。 (労働基準法第18条第2項)

事業場における労働者の過半数で組織する労働組合がある場合にはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合には、労働者の過半数を代表する者との書面による協定「貯蓄金管理に関する協定」を締結し、これを所轄労働基準監督署長に届け出なければなりません。

2

貯蓄金の管理に関する規程を定め、これを労働者に周知するため、作業場に備え付ける等の措置を講じなければなりません。

(労働基準法第18条第3項)

3

利子を付けなければなりません。その利率は、厚生労働省令で定める利率（下限利率）を下回ることはできません。

(労働基準法第18条第4項)

① 下限利率を下回る利率を労使協定で定めても無効となり、この場合には、下限利率を定めたものとみなされます。

② 下限利率は、「労働基準法第18条第4項の規定に基づき使用者が労働者の預金を受け入れる場合の利率を定める省令」に基づく定期預金平均利率（毎年10月におけるもの）と、現行の下限利率との差が0.5%（5厘）以上である場合に変更されます。

（現在の下限利率は厚生労働大臣告示において示された0.5%（5厘）となっています。）

4

労働者が貯蓄金の返還を請求したときは、遅滞なく、これを返還しなければなりません。 (労働基準法第18条第5項)



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

5

毎年3月31日現在の受入預金額の金額について、同日後1年間を通じて保全措置を講じなければなりません。

(賃金の支払の確保等に関する法律第3条)

保全措置としては、

- ① 金融機関等による保証契約
- ② 信託会社との信託契約
- ③ 質権又は抵当権の設定
- ④ 預金保全委員会を設置し、かつ、貯蓄金管理勘定その他適切な措置を講じること

のいずれかの方法によらなければなりません。(賃金の支払の確保等に関する法律施行規則第2条第1項)

このうち、預金保全委員会の設置による方法を採る場合は、保全機能の確保を図るために、次の点に留意してください。

ア 貯蓄金管理勘定と支払準備金制度の併用

預金保全委員会の措置に併せて講ずべき措置として、貯蓄金管理勘定を設ける場合には、保全機能をより確実にするため、支払準備金制度を併用することが望ましいこと。

イ 預金保全委員会の適正な運営

預金保全委員会は、賃金の支払の確保等に関する法律施行規則第2条第2項に定めるところにより、適正に運営すること(3か月に1回の開催、預金管理勘定の報告、議事概要等の周知、記録の保存等)。

6

毎年3月31日以前1年間における預金の管理の状況を、「預金管理状況報告」により所轄労働基準監督署長に4月30日までに報告しなければなりません。(労働基準法第104条の2、労働基準法施行規則第57条第3項)

預金管理状況報告の届出用紙は、厚生労働省ホームページから印刷してご使用ください。

1の「貯蓄金管理に関する協定」、6の「預金管理状況報告」については、同一企業が複数の事業場を有する場合であって、同一の労働基準監督署管内に2以上の事業場があるときは、各事業場に係る届出・報告については、当該企業内の組織上、各事業場の長より上位の使用者が、とりまとめて当該労働基準監督署長に届出・報告を行うことができます。

預金管理状況報告の本社一括報告について

「預金管理状況報告」については、次の要件を全て具備している場合は、本社の所轄労働基準監督署長に一括して報告することができます。その場合であっても、支社等の所轄労働基準監督署長から当該支社等に対して、提出された報告に係る照会を行う場合があります。

本社一括報告をすることができる要件

- ・貯蓄金に関する労使協定の内容が支社等において同一であること
- ・預金元帳が本社において集中管理されていること
- ・保全措置が支社等の預金につき本社において一括に講じられていること